

かけはし

JITCO JOURNAL

1

2022.January
Vol.148

外国人の新規入国制限の見直し等について
入国・在留諸手続等に係る申請等取次制度について
技能実習における職種・作業の考え方

|| 技能実習ウィズ・コロナの留意点

- JITCO30周年記念式典のご報告
- 第29回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール表彰式



かけはし

JITCO JOURNAL



2022.1 Vol.148

表紙の写真：ハン川にかかるドラゴンブリッジ
(ベトナム・ダナン市)

ベトナム中央部の港湾都市・ダナン。市を南北に流れるハン川には多くの橋がかかり、「橋の街」として親しまれています。橋の一つである「ロン橋」は、自動車6車線の巨大橋で、2009年に着工し、2013年に開通しました。ダナン国際空港と市の主要道路を最短で結ぶほか、ハン川の東側にある高級ビーチリゾートへの直通ルートでもあります。特徴は黄色の龍を模したそのデザインで、その意匠から「ドラゴンブリッジ」とも呼ばれています。龍の頭部に火炎放射と放水のシステムが組み込まれ、週末の夜は龍が火や水を吹くショーが行われています。

CONTENTS

巻頭言

- √ P.1 **2022年(令和4年)年頭所感**
公益財団法人 国際人材協力機構理事長 八木 宏幸
- √ P.2 **JITCO30周年記念式典のご報告**
- √ P.3 **第29回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール表彰式**
- √ P.4 **外国人の新規入国制限の見直し等について**
- √ P.6 **データでみる技能実習制度の現況**
- √ P.8 **入国・在留諸手続等に係る申請等取次制度について**
- √ P.10 **技能実習ウイズコロナの留意点**
- √ P.12 **技能実習における職種・作業の考え方**
- √ P.16 **海外情報**
- √ P.17 **在留資格「特定技能」におけるインド国籍の方の送付・受入手続**
- √ P.18 **外国人材の受入れに関するQ&A**
- √ P.19 **JITCOの教材のご案内**
- √ P.20 **技能実習生のお国ぶり・暮らしぶり**
- √ P.24 **JITCOインフォメーション／セミナーカレンダー**

技能実習Days

●中部興産株式会社 ●株式会社ジャストコーポレーション ●特別養護老人ホームLINO

2022年(令和4年) 年頭所感

公益財団法人 国際人材協力機構
理事長 八木 宏幸



あけましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、我が国にとって様々な困難を伴う年でありましたが、国内においては感染者数の減少が顕著となり、少しずつ明るい兆しも見えてまいりました。本年が、技能実習生、特定技能外国人、並びに受入れ団体・企業をはじめとする関係者の皆様にとりまして、健康で活気に充ちた一年となりますことを祈念いたします。

2021年6月末の技能実習生及び特定技能外国人の在留者数は、両者合わせて約38万人となっています。コロナ禍で国際的な人の往来が厳しく制限されたことから、在留者数も2019年末のピーク時より3万人程度減少しましたが、中長期在留者に占める割合は約15%となっており、技能実習・特定技能の両制度は今や日本と送出し国にとって重要な国際交流の一つとなっています。そうしたなか、全国の自治体を中心に多文化共生社会の実現に向けた取組も進められています。一方、法制度の面では、2017年11月の技能実習法の施行からまもなく5年となり、同様に2019年4月の特定技能の制度開始からは2年が経過し、これら制度の運用状況等を踏まえ、在り方等の検討もされていくものと思われまます。

本年は、当機構にとりまして昨年の創立30年の節目を経て、次の30年に向け、役員一同、新たな一步を踏み出す年となります。ウィズコロナやデジタル社会に適応した利用者目線でのサービス拡充に努め、皆様への情報提供をはじめ法制度の動向に機動的に対応してまいります。また、技能実習・特定技能の総合的な支援事業を通じ、多文化共生社会の実現にも寄与してまいり所存です。本年も当機構の事業活動へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

JITCO 30周年記念式典のご報告

当機構は2021年10月に創業30周年を迎え、10月22日に経団連会館（東京都千代田区大手町）において記念式典をとりおこないました。当日の進行と様子について以下にご紹介します。

開会挨拶

公益財団法人 国際人材協力機構
会長 斎藤 保



来賓ご祝辞

出入国在留管理庁

出入国在留管理庁長官
佐々木 聖子 様



厚生労働省

厚生労働審議官
坂口 卓 様



外国人技能実習機構

外国人技能実習機構
理事長 大谷 晃大 様



日本経済団体連合会

一般社団法人 日本経済団体連合会
会長 十倉 雅和 様
(代読 同会専務理事 椋田 哲史 様)



JITCO報告「外国人材に係る制度とJITCOの30年」

公益財団法人 国際人材協力機構 理事長 八木 宏幸



当日使用したスライド(一部抜粋)

制度の30年	外国人材に係る制度の変遷
1990年	団体監理型研修制度の開始
1993年	外国人技能実習制度の創設
2010年	在留資格「技能実習」の新設
2017年	技能実習法の施行
2019年	在留資格「特定技能」の新設

JITCOの30年 技能実習制度の中核的な推進機関として			
厚生労働省等からの委託事業(1993年～2017年)			
巡回指導	母国語相談	技能実習2号への移行評価	修得技能の活用状況調査
監理団体実習実施者	5カ国語	修得技能技能実習2号計画	その年に帰国した技能実習生
年間 11,504件 (2010年)	年間 3,282件 (2008年)	年間 83,476件 (2016年)	調査対象人数 18,567人 (2016年)



JITCOの30年	新在留資格「特定技能」への対応
2018年12月	臨時国会にて「特定技能」創設決定
2019年 2月	「特定技能」に関する支援サービスを開始
2019年 3月	全国各地で「特定技能制度説明会」を開催
2020年 4月	法人名称を変更 国際研修協力機構 → 国際人材協力機構



第29回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール表彰式

JITCO30周年記念式典とともに行われた第29回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクールの表彰式では、厳正な審査の結果、2,600編の作品の中から選ばれた27名の入賞者(最優秀賞4名、優秀賞4名、優良賞19名)に、表彰状を授与しました。また最優秀賞に選ばれた皆様には受賞作品を朗読していただきました。



最優秀賞を受賞された4名

氏名	TANTI SOPIAH NURCAHYATI	TRAN THI AI LY	NGUYEN THI HOAI THU	MAY ME ME LIN PAING
				
作品タイトル	素敵なおプレゼント	これまでの私、そして、 これからの私	私の菜園	いま、伝えたいこと
国籍	インドネシア	ベトナム	ベトナム	ミャンマー
監理団体名 / 実習実施者名	Jプロネット協同組合 / 医療法人社団晃進会	鳩の家協同組合 / 株式会社ツクイ	福岡素材材産業協同組合 / シバタ精機株式会社	スマイルバンク事業協同組合 / 社会福祉法人和光会



講評 公益社団法人 国際日本語普及協会 理事長 関口 明子 様

近年、深刻なコロナ禍の状況が続いておりました。しかしその中で、今年度も2,600人の技能実習生が作文コンクールに挑戦してくださいました。また国籍数も13ヶ国という過去5年間で最大数でした。大変うれしく、元気をいただきました。

今回の最終選考に残った27編は、2,600編の中から選ばれた優秀な作品ばかりです。点数差をつけるのは審査員一人一人にとっ

て大変難しかったです。コロナ禍で思い出づくりが難しい中、日常生活を通しての考え方の変化や小さな発見をこまやかに描いた作品が多かったように思います。27編すべてが多額の中から選ばれた素晴らしい作品であることを申し上げておきます。

作文コンクールも29回を迎え、感慨もひとしおでございます。JITCOの皆様のご努力とエネルギーに対して尊敬と感謝を表したいと思います。来年こそはコロナを乗り越えて元気に30回を迎えられることを切望しています。

第29回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクールの最優秀賞受賞者による作品朗読の様子は、JITCOホームページ「JITCOチャンネル」でご覧いただけます。🌐 <https://www.jitco.or.jp/ja/channel/>

外国人の新規入国制限の見直し等について

本稿では、厚生労働省より2021年11月5日に公表された「水際対策強化に係る新たな措置(19)」等において示された、新規入国等のための手続きの流れや留意点を紹介します。現在も原則として外国人の新規入国停止は続いていますが、日本国内の受入責任者が事前に所定の審査を受けたこと等を条件に、「特段の事情」があるものとして外国人の新規入国が認められることとなりました。

なお、本措置は11月29日に発表されたオミクロン株に対する水際措置の強化により一旦停止されました。本稿の内容は2021年11月29日現在のもので、最新情報はJITCOホームページや各省庁の案内をご確認ください。

技能実習 技能実習生の新規入国について

まず、技能実習生の新規入国については次の条件がありますのでご注意ください。

- 「**受入責任者**(=実習実施者)」が**一般監理事業**又は諸条件を満たす特定監理事業の許可をもつ監理団体の実習監理を受けていること。企業単独型実習実施者も申請できます。
- 受入責任者及びその監理団体(企業単独型の場合は受入責任者のみ)が過去3年間に技能実習法に基づく行政処分等を受けていないこと。

具体的な手続きについては次頁で説明しますが、技能実習計画に記載された職種・作業(または実習内容)で振り分けられる「**業所管省庁**」に対して必要な申請をして「**審査済証**」を取得し、この写し等を附して在外公館(送出国に所在する日本国大使館や総領事館等)へ査証の申請を行います。

なお、技能実習生に係る業所管省庁への申請は、以下のスケジュールに従って受け付けるとされています。

在留資格認定証明書の作成日	申請可能期間
2020年1月1日~2020年6月30日	2021年11月
2020年1月1日~2020年12月31日	2021年12月
2020年1月1日~2021年3月31日	2022年1月

以降のスケジュールについては、実施状況を踏まえつつ別途決定するとされています。また、これに併せて在留資格認定証明書の有効期間も延長されています。

在留資格認定証明書の作成日	延長される有効期間
2020年1月1日~2021年7月31日	2022年1月31日迄
2021年8月1日~2022年1月31日	作成日から6ヶ月間
(今回の措置の対象となる技能実習生について)	
2020年1月1日~2021年3月31日	2022年4月30日迄

さらに、在外公館での査証申請時には、当初の在留資格認定証明書の有効期限が切れてもなお引き続き当初の申請通りの活動ができることを記載した文書(申立書など任意書式)を附する必要があります。

技能実習 有効なワクチン接種証明書を持つ

新規入国の技能実習生への優遇措置について

今回の新たな水際対策ではワクチン接種証明書の有無に

かかわらず所定の手続きを経れば入国できますが、有効なワクチン接種証明書を持つ新規入国の技能実習生は、条件を満たせば次の優遇を受けることができます。

- ①10日目以降の検査結果による待機期間の減免
- ②「検疫所長の指定する宿泊施設での3日間の待機対象となる指定国・地域」から入国する場合の3日目の検査の免除

※1 技能実習生は2021年11月5日発表の「特定行動」(入国後4日目以降、受入責任者の管理の下に活動計画書記載の活動を行うこと)の対象ではありません。

※2 有効と認められるワクチン接種証明書は、以下の項目等を満たして送出国政府等公的機関が発行した証明書である必要がありますのでご注意ください。(2021年11月25日現在)

証明書発行国(主な送出国) …ベトナム、インドネシア、タイ、スリランカ、フィリピン、モンゴル、バングラデシュ、ブータン

対象ワクチン …ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ(コビシールド含む)

特定技能 特定技能外国人の新規入国について

特定技能外国人についても、業所管省庁に対して必要な申請をして「**審査済証**」を取得し、この写し等を附して在外公館へ査証の申請を行うことができます。なお、特定技能については、技能実習のような申請スケジュールは設定されていません。

特定技能 有効なワクチン接種証明書を持つ

新規入国の特定技能外国人への優遇措置について

今回の新たな水際対策ではワクチン接種証明書の有無にかかわらず所定の手続きを経れば入国できますが、有効なワクチン接種証明書を持つ新規入国の特定技能外国人は、技能実習生の場合の①②に加え、次の③の措置を受けることができます。

- ③「**特定行動**」(入国後4日目以降、受入責任者の管理の下に活動計画書記載の活動を行うこと)。

ただし、介護業種の特定技能外国人については対象ではなく、業所管省庁の判断に注意する必要があります。

有効なワクチン接種証明書の要件については上の技能実習生の欄(※2)をご覧ください。

技能実習 特定技能 共通

業所管省庁への手続きの流れ

必要書類をサイト上でオンライン申請し、承認されると、審査済証がメールで発行されます。



技能実習 特定技能 共通

業所管省庁への手続きの注意点

業所管省庁への申請に必要な書類は以下の通りです。

- 様式1: 申請書
- 様式2: 誓約書
- 様式3: 活動計画書
- 様式4: 入国者リスト
- 入国者のパスポートの写し
- ワクチン接種証明書(待機期間の短縮等を希望する場合)
- 在留資格認定証明書の写し(技能実習生の場合)
- 技能実習計画認定通知書の写し(技能実習生の場合)

待機期間の短縮等を希望せず新規入国措置のみを利用する場合、「活動計画書」には、待機場所及び必要な検査の実施方法等を記載します。

さらに、検査は次のような場面等で必要となり、検査の予定は「活動計画書」に記載する必要がありますのでご注意ください。

- ① 「検疫所長の指定する宿泊施設^{*}での3日・6日または10日間の待機対象となる指定国・地域」から入国する場合の3日・6日または10日目のPCR検査
※今回の「水際対策強化に係る新たな措置(19)」で入国する場合の待機場所は受入責任者が確保する待機施設に変更されています。
- ② 待機期間の短縮等のための3日目・10日目以降のPCR・抗原定量検査 など

申請が完了し「審査済証」の発行を受けた後はその写し等及びその他の必要書類(申請先の在外公館による)を附して査証申請に進みます。

技能実習 特定技能 共通

従来通り必要な入国前後の措置について

今回の措置の以前から適用されていた入国時の以下の条件は引き続き適用されます。

- 出国前 72 時間以内の検査(陰性)証明書の提示
- 質問票WEBへの回答及び入国時のQRコード提示
- 入国者健康居所確認アプリMySOS等のインストール

送出国の状況について

JITCOでは、各国の送出国についてコロナ禍における対応や往来停止による経営への影響を調査しましたので概要をご紹介します。調査対象は主要6ヶ国(ベトナム、中国、インドネシア、フィリピン、タイ、カンボジア)の一部の送出国で、2021年9月から11月初旬にかけてアンケートフォームに回答してもらう形式で情報収集を行いました。

● 送出国の経営への影響について

コロナ禍における往来停止や各国における防疫政策は送出国の経営に大きな打撃を与え、倒産した送出国も少なからずある模様です。日頃連絡を取っていない送出国がある場合は、問題なく連絡が取れるか、担当者や事務所が変更になっていないか、引き続き候補者の募集・教育や送出しが円滑にできるか等について、慎重にご確認ください。

● 技能実習生等の候補者の教育について

送出国による技能実習生等の候補者への事前教育は、ロックダウンや外出制限の最中でも多くの場合でオンラインを通じて各機関で工夫して実施し、教育の維持に努めてきたことが窺えます。ただし、オンライン授業は一般的に効率落ちるとも言われており、既に内定した候補者がいる場合は、日本語能力等が適切に維持できているか確認されることをお勧めします。

また、送出国によっては、受入れ先が決まり出国を待つ候補者は多数抱えているものの、新規候補者の募集や講習についてはかなり停滞しており、出国待ちの候補者の来日後、次の候補者の育成には時間を要する可能性がある状況も垣間見えました。本調査の詳細につきましては、JITCOホームページ11月8日付お知らせ及び賛助会員用ページ(⑧調査・統計)にてご覧いただけます。

● 送出国情報提供サービスについて

JITCO国際部では、新たな送出国を検討する監理団体又は特定技能所属機関等の皆様へ、送出国を紹介する送出国情報提供サービスを実施しています。ご希望の国、職種、本社や駐日事務所の所在地などの条件から送出国を選定ご紹介することも可能ですので、ぜひご利用ください。お申込書はJITCOホームページに掲載しています。

■ 本稿に関するお問合せ先

国際部 TEL:03-4306-1151

データで見る技能実習制度の現況

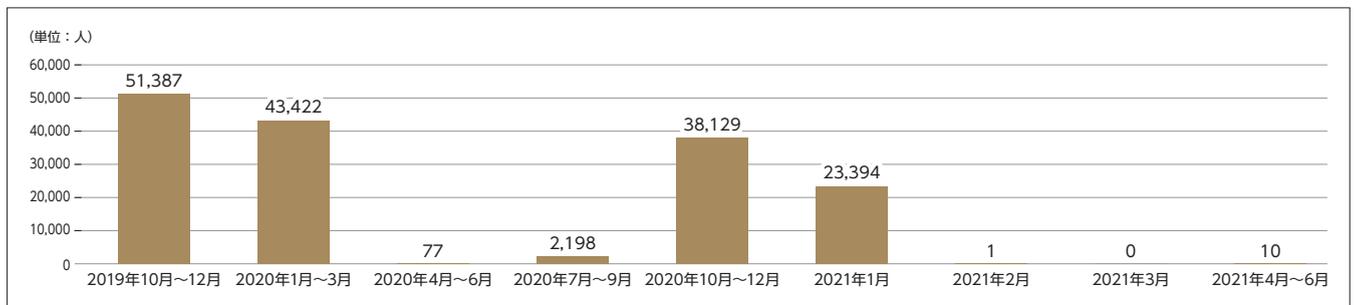
2019年は技能実習生の新規入国者数が過去最高を記録しましたが、2020年以降は新型コロナウイルスの感染拡大により状況が一変し、2021年11月に入国制限の見直しが行われるまで、長期に渡って海外との人の往来が事実上ストップしました。今後もオミクロン株の拡大など予断を許さない状況ではありますが、以前のように海外との人の往来ができる日が一日も早く訪れることを願っております。

本稿では、出入国在留管理庁(以下、「入管庁」という)や外国人技能実習機構(以下、「OTIT」という)の公表資料をもとに、技能実習制度の現況をまとめました。

1 技能実習生の新規入国者数の推移

下のグラフは技能実習生の新規入国者数を2019年10月から3ヶ月ごと(2021年1月～3月は1ヶ月ごと)に区切って集計したものです。入国制限措置が本格化した2020年4月～6月に77人まで落ち込んだのち、レジデンストラック等による入国が2020年8月から本格化したことから2020年10～12月の新規入国者は38,000人まで回復しました。しかしながら、2021年1月20日に再び入国制限措置が実施されたことを機に急減し、入国が実質停止した状況となっています。

技能実習生新規入国者数の推移(3ヶ月毎)

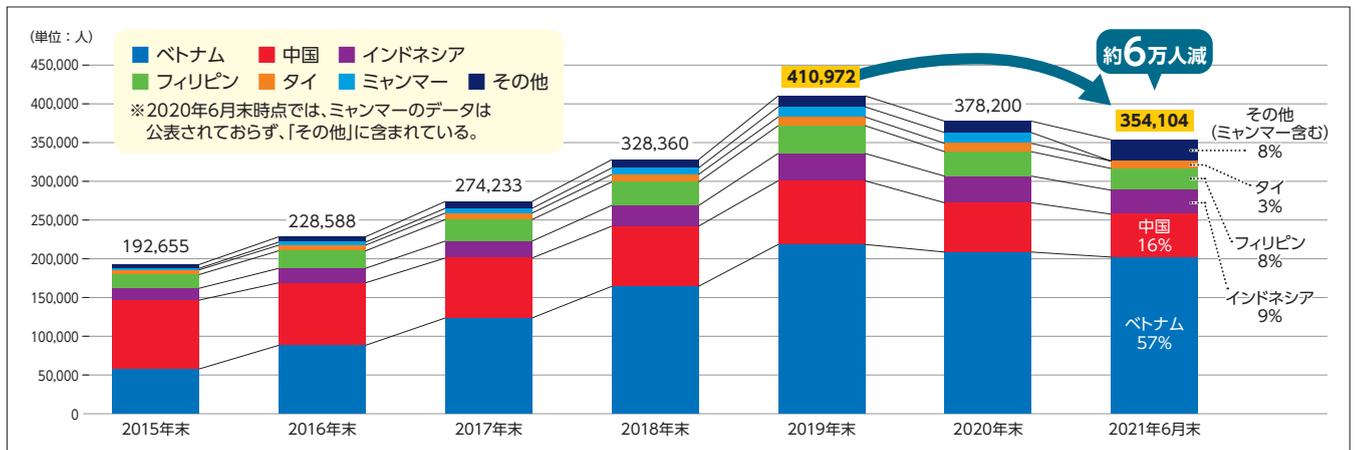


(入管庁公表「出入国管理統計 月報」を基にJITCO作成)

2 技能実習生の国籍別在留者数の推移

技能実習生の在留者数の推移を見ると、コロナ禍による入国停止の影響により2021年6月末時点では2019年末のピーク時から6万人程度減少しています。国籍別では2016年以降、ベトナムがもっとも大きな割合を占めています。

技能実習生の国籍別在留者数の推移



(入管庁公表「在留外国人統計」を基にJITCO作成)

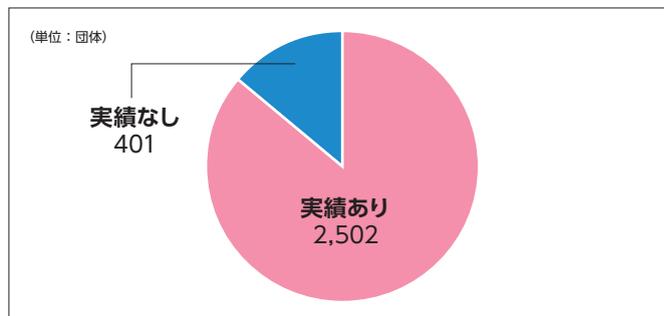
3 監理団体の状況

2021年11月26日現在、監理団体の数は3,463団体となっています。許可区分別の内訳では一般監理事業の許可を有する団体は1,744団体、特定監理事業の許可を有する団体は1,719団体となっています。

なお、2021年10月にOTITが公表した資料において、2019年度(令和元年度)の監理団体数が2,906団体あるうち、OTITに事業報告書を提出した監理団体は2,903団体(未提出の3団体はいずれも監理事業廃止又は許可の取消しとなっている)であり、そのうち2019年度に技能実習生の受入れに関する業務(実習監理)を行ったのは2,502団体(86.3%)との状況が公表されています。また、2019年度の2,906団体の地域ブロック別集計^{*}では、東海が最も多く566団体、次いで南関東が558団体でした。

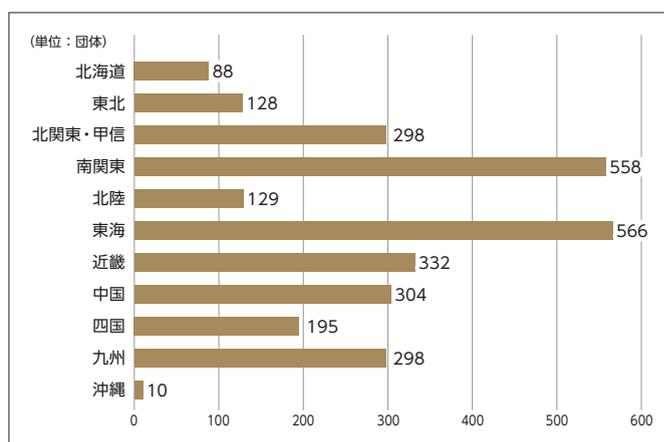
^{*} 地域ブロックは総務省統計局労働力調査の地域区分に基づく。「東海」は岐阜県・静岡県・愛知県・三重県、「南関東」は埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県、「北関東・甲信」は茨城県・栃木県・群馬県・長野県を指す。

監理団体の実習監理の実施状況(2019年度)



(OTIT公表資料を基にJITCO作成)

地域ブロック別 監理団体数(2019年度)



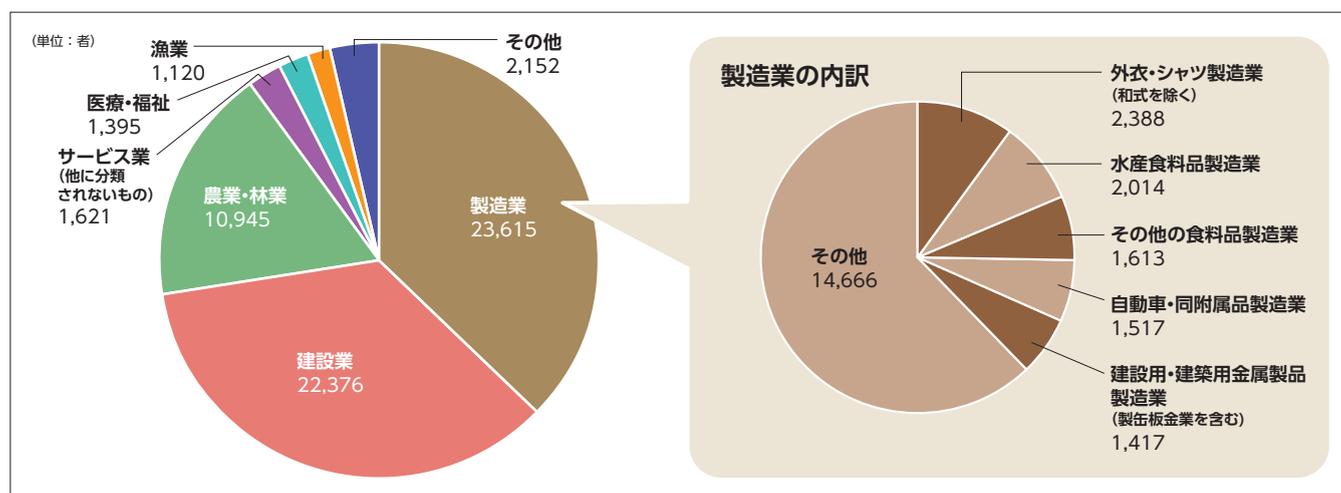
(OTIT公表資料を基にJITCO作成)

4 産業分野別実習実施者の構成(2019年度)

2019年度(令和元年度)に技能実習を実施した実習実施者は63,224者でした。以下のグラフは業種別の実習実施者数を示したものであり、最も多い製造業が23,615者(37.4%)、次いで建設業22,376者(35.4%)、農業、林業が10,945者(17.3%)となっています。

^{*} 日本標準産業分類に沿った実習実施者の業種であり、技能実習生に行わせている職種・作業とは必ずしも一致しません。

業種別実習実施者数(2019年度)



(OTIT公表資料を基にJITCO作成)

入国・在留諸手続等に係る 申請等取次制度について

入管法では、地方出入国在留管理局長が適当と認める者に、入国・在留諸申請等の取次ぎを行うことを可能とする「申請等取次制度」を設けています。本稿ではこの制度について解説いたします。

1 申請等取次制度とは

申請等取次制度をご存知でしょうか。出入国管理及び難民認定法(以下、「入管法」)では、外国人の方が在留期間更新許可申請等の各種申請や在留カードの記載事項変更等の手続(以下、「入国・在留諸申請」)を行う際には、地方出入国在留管理局へ本人が出頭して行うこととしており、これを本人出頭の原則といえます。

しかし、外国人の方は、日本で就労・就学しており、入国・在留諸申請等のために仕事や学校を休んで手続を行うことは、時間的にも、経済的にも大きな負担となります。そこで、本人出頭の原則の例外として、入管法では、法定代理人等が申請を行う代理申請のほか、地方出入国在留管理局長が適当と認める者に入国・在留諸申請等の取次ぎを行うことを可能とする申請等取次制度を設けています。

代理申請 外国人に代わって、入管法施行規則別表第四に規定する代理人や親権者等の法定代理人が入国・在留諸申請等を代理で行います。代理人は、申請人として、申請書を作成し、署名し、訂正することなどができます。

申請等取次 外国人又は代理の申請人に代わって、受入れ機関等の職員である申請等取次者が入国・在留諸申請等に係る書類の提出を行います。申請等取次者は、申請人ではないので、申請書を作成し、署名し、訂正することなどはできません。

申請等取次制度には、外国人や代理人である申請人側と申請等を受け付ける地方出入国在留管理局の双方に下記のような有用性があります。

- ① 出頭の免除による申請人の時間的・経済的な負担軽減
- ② 出頭の免除による申請窓口の混在緩和・待ち時間の短縮
- ③ 入国・在留手続に関する知識を有する申請等取次者を介することによる的確な手続の進捗

- ④ 入国・在留手続に関する知識を有する申請等取次者による申請書類等の事前チェックによる効率的な事務処理

2 申請等の種別と申請等取次者との関係

申請等の種別と申請等取次者との関係を一覧表にすると次のようになります。

申請等取次者と申請・届出の種別

申請等の種別	受入れ機関等	登録支援機関	行政書士	弁護士	公益法人	旅行者	法定代理人
在留資格認定証明書交付申請	×(※1)	○	○	○	○	×	○
資格外活動許可申請(※2)	○	△	○	○	○	×	○
就労資格証明書交付申請(※2)	○	○	○	○	○	×	○
住居地の届出	×	×	×	×	×	×	×(※3)
住居地以外記載事項変更届出							
在留カード有効期間更新申請	○	○	○	○	○	×	○(※4)
紛失等在留カード再交付申請							
汚損等在留カード再交付申請							
在留資格変更許可申請(※2)	○	○	○	○	○	×	○(※5)
在留期間更新許可申請(※2)	○	○	○	○	○	×	○(※5)
永住許可申請(※2)	○	△	○	○	○	×	○(※5)
在留資格取得申請(※2)	○	△	○	○	○	×	○(※5)
申請内容の変更申出(※2)	○	○	○	○	○	×	○
再入国許可申請(※2)	○	○	○	○	○	○	○
在留特別許可の在留カード受領	○	△	○	○	○	×	○(※5)
在留特別許可(難民)の在留カード受領	○	△	○	○	○	×	○(※5)

○：取次ぎ可
△：法令上は取次ぎ可、実務上生じない
×：取次ぎ不可

- ※1 取次ぎはできないが、施行規則別表第四に掲げる受入れ機関等であれば代理で申請ができる。
- ※2 外国人本人が申請時に本邦に在留中であることを確認する。
- ※3 外国人本人または代理義務者からの依頼を受けた者及び法定代理人が代理で届出等ができるが、取次ぎはできない。
- ※4 法定代理人は、代理で申請等を行う場合を除く。
- ※5 外国人本人が16歳未満・疾病等で自ら申請等できないときは、親族又は同居者等で地方出入国在留管理局長が適当と認める者が申請等の取次ぎを行えるが、親族のうち法定代理人は代理で申請等をする場合を除く。

3 申請等取次者の承認条件

受入れ機関等や公益法人などの職員が申請等取次を行うためには、地方出入国在留管理局長に申請等取次の申出をして承認を受けることが必要です。

また、弁護士・行政書士であれば所属会を經由して地方出入国在留管理局長に届け出る必要があります。

申請等取次者としての承認を受けようとする方は、以下の条件を全て満たす必要があります。

- ①入管法に違反する行為その他外国人の入国・在留管理上、申請等の取次ぎを承認することが相当でない行為を行ったことがない等信用できる者であること。
また、承認を受けようとする者が所属する機関についても同様に信用できる機関であること。
- ②出入国在留管理行政に関する研修会等への参加等その経歴に照らし、外国人の入国・在留手続に関する知識を有していると認められる者であること。
- ③旅行業者の職員の方については、所属する会社が外国旅行に係る旅行業務を取り扱うことができるものであること。

出入国在留管理庁では、②の条件である外国人の入国・在留手続に関する知識を有していることの疎明資料として、同庁が研修等実施機関一覧表に登載している機関(2021年8月2日時点で8機関登載)が開催する研修会等

を受講し交付された受講証明書等を同疎明資料として取り扱っています。

JITCOは、上記の研修等実施機関一覧表に研修実施機関として登載されています。JITCOが各地で定期的に開催する「外国人材受入れセミナー(入国・在留手続と申請等取次制度について)」を受講された方に受講証明書を交付しています。地方出入国在留管理局への申請等取次の承認の申出の際に、この受講証明書の写しを提出していただくと、②の条件を満たすこととなります。

「外国人材受入れセミナー」のご案内

JITCOでは、できる限り多くの方が申請等取次制度を活用して、よりの確で効率的な入国・在留手続を享受できるよう、監理団体などの受入機関等の職員を対象とした上記の「外国人材受入れセミナー」を定期開催(年間4回程度)し、地方出入国在留管理局長から申請等取次の承認を受ける際の一助を担っています。

本セミナーは、JITCO本部において対面式で実施し、その模様を各地方に設置したサテライト会場へ配信するサテライト方式で開催します。賛助会員の方は、賛助会員価格で受講できます。

■本セミナーのお問合せ先

申請支援部企画管理課 03-4306-1126

本セミナーの受講者募集や開催日程等の詳細は、JITCOホームページにも掲載いたします。

「申請等の点検・取次サービス」のご案内

JITCOでは、監理団体等の受入機関等からのご依頼を受けて、在留資格「技能実習」や「特定技能」に係る入国・在留諸申請について、JITCO自らが申請等取次をする「申請等の点検・取次サービス」も提供させていただいておりますので、ご利用ください。

技能実習ウィズ・コロナの留意点

新型コロナウイルスによる国内の感染状況については、2021年8月～9月の第5波をピークに、一旦落ち着きを見せているようです。一方、結核やインフルエンザといった人々の生命や健康に大きな影響を及ぼす多くの細菌類やウイルスが絶滅に至ることがないのと同様に、今回の新型コロナウイルスも様々に姿を変えながら地球上に生存し続けるものと考えられ、これからはその前提に立って必要な対策を講じつつ日常の生活を送ることになる、といわれています。いわゆる「ウィズ・コロナ」の考え方です。本稿では、監理団体・実習実施者の皆様、「ウィズ・コロナ」の中で外国人技能実習生の健康の維持を図りながら、制度を円滑に運用していくための留意点等について説明します。

1 日本の感染防止対策に関する正確な情報提供

感染防止対策は本来世界共通であるべきですが、例えば、マスクひとつ捉えても、日本のように風邪などの罹患防止対策として普段から着用する習慣のある国がある一方で、マスクの着用非常に強い抵抗感を持つ国・地域も多くあります。そのため各国においては、国民の生活環境や習慣を踏まえつつ、合意形成を図りながら、必要な感染防止対策を講じています。

技能実習生は言葉や生活習慣が異なる様々な国・地域から来日し技能実習生活を送っていますが、コロナ感染防止対策を実践してもらうためには技能実習生に対して日本の感染対策に関する正確な情報を提供することが重要です。

国内では様々な機関や団体が外国人向けの感染防止の啓発資料を作成し公表していますが、ここでは厚生労働省のホームページに掲載されている「新型コロナ多言語情報」(COVID-19 Multilingual Guide)のサイト <https://www.c19.mhlw.go.jp/> を紹介します。このサイトでは「やさしい日本語」を含め21か国語で、①普段の生活で留意すべきこと、②コロナに感染したと感じた場合の行動、③病院や検査施設に行くときの注意点などが分かりやすく書かれている説明書の他に、関連するポスターやリーフレット類をダウンロードできるようにもなっています。職場や寄宿舎にこのポスター等を掲示したり、技能実習生に対する日常的な安全衛生教育などの機会を利用して内容を説明したりするなど有効に活用することとしてください。



厚生労働省
新型コロナ多言語情報
COVID-19
Multilingual Guide

2 ワクチン接種に向けた支援

日本における新型コロナワクチン接種については、各市区町村の地域医療施設や接種会場における接種(以下、「地域接種」)を基本として、いわゆる大規模接種の利用や、一定の条件の下に行われる職域接種により進められていますが、いずれの方法による場合でも、市区町村が管理する住民基本台帳を基に作られ、直接本人あてに郵送される「接種券」が必要となります。



このスキームは日本国内に居住する外国人にもまったく同様に適用されます。国籍や人種で差別をしないという点では一定評価されるものですが、大きな課題もあります。それは、言葉の壁という問題です。せっかく「接種券」が届いても、日本語の読み書きができない外国人がその内容が分からず、そのまま放置してしまうということが考えられます。

このため厚生労働省はいち早く、「接種券」と併せて送られてくる「接種に向けた説明書」、「予診票」、「ワクチンの説明書」を多言語化した「外国語の新型コロナワクチンのご案内」などをホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_tagengo.html で公開しました。



厚生労働省
外国語の新型コロナ
ワクチンのご案内

しかしながら、肝心の「予診票」については、各質問項目の翻訳を見ながら本人が「日本語で記入する」というハードルが課されており、個人で対応するには限界がありました。このため、各自

治体や全国の国際交流協会などを中心としてワクチン接種に向けた様々な情報を提供するなどの支援が行われるようになりました。

そのような流れの中、出入国在留管理庁のホームページの「外国人生活支援ポータルサイト」に新型コロナウイルス感染症関連の特設サイトが開設されました。「FRESC 多言語ワクチン接種サポート」https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/vaccine_covid19.html



出入国在留管理庁
FRESC 多言語
ワクチン接種サポート

このサイトには感染防止対策をはじめとしてワクチン接種や生活支援といった広い分野にわたる多言語情報へのリンク先がまとめられています。また、昨年10月から国の主導により開始された外国人を対象とした集団接種方式によるワクチン接種支援の紹介サイトにもリンクすることができるようになっています。これは、東京・名古屋・大阪に外国人向けの集団接種会場を設けるとともに、相談・予約から当日の接種会場のいずれの場面においても多言語による支援を実施するというものになっています。

このようにコロナ接種の選択肢が増えるのは歓迎すべきことですが、全国に広く存在する技能実習生にとって、限られた大都市の集団接種会場に足を運ぶことは現実的に困難といえます。そのような意味から、技能実習生に対しては市区町村が行う地域接種の利用を呼び掛けることが不可欠と言えます。ワクチン接種は基本的に個人の裁量に委ねられるものですが、「言葉の壁により接種をためらっている」という技能実習生に対しては、より身近な人による積極的な支援が必要となります。監理団体や実習実施者の皆様には「実習の円滑な推進を図る」という観点からも、技能実習生のワクチン接種に向けた十分な支援をお願いいたします。なお、地域接種は、実習実施者(事業場)の所在地ではなく、あくまでも個々の技能実習生の居住地の市区町村が行うことに留意してください。

3 寄宿舎の衛生環境の保持

技能実習生の多くが寄宿舎で集団生活を送っています。残念ながら全国的にも寄宿舎を発生源とする集団感染と思われる事例が発生しており、コロナ感染防止対策は寄宿舎においてより徹底される必要があります。技能実習生に対する感染防止対策に関する基本情報の提供というテーマは本稿の1で取り上げましたので、ここでは、寄宿舎の管理者である実習実施者に求められる感染防止対策として考えられるものを列挙します。

寝室

- 採光、換気ができる構造となっているか。
- 個人ごとの寝具を整えているか。衛生状況を確認し定期的にクリーニングをしているか。
- 週1回以上の清掃日を決めているか。

食堂

- こまめに換気を行うなど空気の流れを確保できるようにしているか。
- アルコールなどの手指消毒液を備え付けているか。
- 食事の際に可能な限り間隔を開けて着席できるよう、必要な対応をしているか。
- 食事終了後に食器類の洗浄、食事場所の布拭き消毒を行っているか。

トイレ、洗面所

- 石鹸等による手洗いを励行し、共用の拭きタオル使用を禁止しているか。
- ドアノブや蛇口ハンドルなどを適宜消毒させているか。

浴場

- 脱衣所、浴室内が密にならないよう同時の使用人数を制限しているか。
- 入浴完了後、浴槽の湯を排水させているか。

その他の留意事項

- 体温計を備え付け、毎日体温測定を行わせているか。
- 技能実習生が発熱や体調不良を訴えた場合の社内連絡方法を定めているか。
- 緊急の場合に近医や保健所への連絡を迅速に行えるようにしているか。

これらの留意事項は、今回の新型コロナだけではなく、結核やインフルエンザのような感染症やノロウイルスによる食中毒などの防止にも共通するものも多くあり、継続的に実施することが重要です。

本稿で取り上げた、「感染防止対策に関する基本情報の提供」、「ワクチン接種に向けた支援」および「寄宿舎の衛生環境の保持」は、「ウィズ・コロナ」において、技能実習生が心身ともに健全な状態で安心して実習を行うための「三本の矢」ということができます。関係者の皆様におかれましては、これらの趣旨を十分にご理解いただき、積極的にご対応いただきますようお願いいたします。

技能実習における 職種・作業の考え方

外国人技能実習機構(以下、「OTIT」という)による実習実施者に対する実地検査において、技能実習計画と異なる作業が実習として行われている事案(計画齟齬)が確認されていることから、OTITは監理団体に対し、技能実習計画の作成指導と監査に関する注意喚起を2度(2018年6月、2020年2月)実施しています。

そこで本稿では移行対象職種・作業を例に、技能実習における職種・作業の考え方を分かりやすく解説いたします。技能等の基準や従事させる業務の基準等に関する理解の一助としていただければ幸いです。

※「技能実習計画の作成指導及び監査等の留意点について」<https://www.otit.go.jp/files/user/210224-3.pdf>

1 「移行対象職種・作業」とは

第2号又は第3号技能実習へ移行するためには、技能実習生が前段階の技能実習において修得等をした技能等を公的評価する技能検定等に合格することが求められます。

この公的評価システムとしての技能検定等が整備され、第2号又は第3号技能実習の対象となる職種・作業の総称を移行対象職種・作業といいます。

出所:OTIT「移行対象職種情報」

<https://www.otit.go.jp/ikoutaishou/>

2 「技能実習計画審査基準」とは

技能実習生に従事させる業務が「移行対象職種・作業」である場合、業務の区分に応じた従事時間の割合が具体的に定められています。

- ①「必須業務」(技能等を修得等するために必ず行わなければならない業務)は業務に従事させる時間全体の2分の1以上
- ②「関連業務」(必須業務に関連して行われ、修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する

業務)は同2分の1以下

- ③「周辺業務」(必須業務に関連して通常携わる業務)は同3分の1以下
- ④ 必須・関連・周辺業務について、それぞれ従事時間の10分の1以上を「安全衛生に係る業務」に充てる必要がある

さらに、技能実習生に従事させる業務は、技能実習を行わせる事業所において通常行われる業務であり、当該事業所に備えられた技能等の修得等に必要な素材、材料等を用いるものであることが求められます。また、受け入れる技能実習生の人数に応じた業務量が確保されていることが求められます。

上記の必須・関連・周辺業務の内容を始め、対象となる作業の定義、使用する素材・機械・設備・器工具等、製品等の例、移行対象職種・作業とはならない業務例については、厚生労働省が公表している「技能実習計画審査基準」(以下、「審査基準」という)に詳細に定められています。

出所:厚生労働省「技能実習計画審査基準・技能実習実施計画書モデル例・技能評価試験 試験基準」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/002.html

注 特別教育(アーク溶接等の業務)の実施(労働安全衛生規則第36条3号)特別教育に係る学科及び実技教育の内容は、以下のとおりである。

i) 学科の科目

- ・アーク溶接等に関する知識(1時間)
- ・アーク溶接装置に関する基礎知識(3時間)
- ・アーク溶接等の作業の方法に関する知識(6時間)
- ・関係法令(1時間)

ii) 実技教育の内容

- ・アーク溶接装置の取扱い及びアーク溶接等の作業の方法(10時間以上)

4 関連業務・周辺業務

必須業務に関連して行われる業務。必須業務と同じく、安全衛生業務の時間を含めて設定する必要があります。

例 溶接職種(手溶接)の場合、ガス溶接などが関連業務、製品の梱包・出荷などが周辺業務とされています。

(1)関連業務	(2)周辺業務
①半自動溶接作業 ②設計図書の読図作業 ③破壊試験作業	①溶接製品の梱包・出荷作業 ②溶接製品の運送作業(加工場から現場) ③ガス溶接機及び付属機器

なお、関連業務・周辺業務は、必須業務とは異なり、必ず行わなければならないというものではなく、審査基準に示されている作業はあくまで例示であるという点に注意する必要があります。従って、計画との齟齬が生じないように、行う予定の無い作業は計画に盛り込まないようにしてください。

補足 審査基準に定めのない関連業務・周辺業務

上述のとおり、移行対象職種・作業の審査基準に定められている関連業務、周辺業務は例示ですが、審査基準に定めのない業務を関連業務、周辺業務として実施することも認められる場合があります。

関連業務であれば、

- 同じ事業所の日本人も従事しているなど、必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であること
- 修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務であること

周辺業務であれば、

- 同じ事業所の日本人も従事しているなど、必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務(関連業務に該当するものを除く)であること
- についてそれぞれ立証が必要となります(参考様式第1-38号参照)。

5 使用する素材・材料等 使用する機械・器具等

当該職種・作業で使用する原材料や道具など。なお、職

種によっては、特定の素材・機械等の使用を義務づけている場合があります。

例 溶接職種(手溶接)の場合、JIS規格で規定する鋼材やアーク溶接機を必ず使用することが求められます。

使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)	①鉄鋼材料(必ず使用すること。) JIS Z 3801に規定する鋼材 ②溶接材料(必ず使用すること。) JIS Z 3801に規定する溶接材料 ③その他材料(必要に応じて使用すること。) JIS Z 3821に規定するステンレス鋼及び溶接材料、JIS Z 3805に規定する銅またはステンレス及びびろう材、JIS Z 3811に規定するアルミ
使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)	下記のうち、1は必ず使用し、2から7は一つ以上必ず使用すること。 1.アーク溶接機及び付属機器 2.各種手工具 3.測長器、スコヤ、ノギス、マイクロメータ 4.やすり、万力、ディスクグラインダ 5.卓上・直立ボール盤、両頭研削盤 6.ガス切断機及び付属機器 7.ガス溶接機及び付属機器

なお、「関連業務・周辺業務」と同様に、「必ず使用すること」等とされていない限り、使用する予定の無いものは計画に盛り込まないようにしてください。

6 製品等の例

当該職種・作業で製造される製品や、作業の結果・成果物などが記載されています。

例 溶接職種(手溶接)の場合、特定の製品ではなく、金属製品製造業をはじめとする多様な分野で溶接工によって製造される製品・部品としています。

製品等の例(該当するものを選択すること。)	溶接職種で製造される製品は特定の製品ではなく、金属製品製造業(ルディング、橋、ダムのような鉄骨構造物も製品と考えられる。)
-----------------------	---

なお、職種によっては指定された製品の製造を求められる場合があります。

7 移行対象職種・作業とはならない業務例

当該職種・作業ではそもそも従事することが認められない業務や、従事することは可能でもそれのみでは要件を満たすことができない業務、併せて、従事できると誤解、混同される可能性があるとして特に注意を払うべき業務が例示されているので必ず確認してください。

移行対象職種・作業とはならない業務例	1.棚・床養生用鉄板等補修作業のみの場合 2.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合
--------------------	--

4 職種・作業の追加について

現在は移行対象となっていない職種・作業であっても、一定の要件を満たす場合に、新たに移行対象職種・作業に追加することが可能です。移行対象職種・作業に追加されるためには、関係業界内における合意と業所管省庁の同意を得た上で、当該職種・作業が同一作業の反復のみでないこと、送出国の実習ニーズに合致すること、技能等を評価できる技能実習生向けの技能検定等が整備されていること、といった要件を満たす必要があります。

これらの要件に適合するか否かについて、学識経験者等からなる専門家会議（技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議）において検討が行われることとなります。

出所:OTIT「移行対象職種追加等事務取扱要領」

🌐 https://www.otit.go.jp/ikou_youryou/

■ 本稿に関するお問い合わせ

実習支援部職種相談課 TEL:03-4306-1181

JITCO実習支援部職種相談課では、 各種相談も承っています

新規職種・作業の追加を検討している
業界団体等からのご相談はこちら

TEL:03-4306-1182

移行対象職種に関するご相談はこちら

TEL:03-4306-1181/1185



技能修得およびその評価に関するJITCOの支援事業（セミナー）のご案内

技能実習において、技能の修得の効果をより高めるためには、技能実習計画を技能実習生に説明し、実習の内容と修得すべき技能との関係についての理解を促しながら技能実習を行わせるとともに、段階毎に修得した技能の評価を行い、指導内容、方法、体制等に改善すべき点がないか常に点検することが必要となります。技能実習生の技能修得・評価に関して、JITCOでは、技能実習生の技能修得に関する「技能修得支援セミナー」、修得した技能の評価に関する「技能検定等受検対策セミナー」を開催しています。

● 技能修得支援セミナー「モチベーションのスイッチが入る職場指導の実践」

技能実習生達とどのように向き合い、どのように指導すると彼らのモチベーションが上がり、自主的に学びを深めて技能を高めることができるのかということをテーマに、職場指導者の皆様の指導力アップのお手伝いを3部構成で行います。

第1部は、職場でコミュニケーションのチカラを発揮していただくための準備です。第2部は、「技能の教え方、学び方」の心得です。学びのレベルが各段に向上するような教え方、学び方を職場で実践するための準備を行います。第3部は、仕事の羅針盤（スキルマップ）を作成します。目標達成の努力の過程を「見える化」して、技能実習生達が共に学び合い、教え合い、日常業務にポジティブに取り組めるようにすることが最大のねらいです。

● 技能検定等受検対策セミナー「担当者の心得と指導のポイント」

随時3級・随時2級技能検定等実技試験の受検準備を担当する監理団体の皆様及び職場指導者の皆様とご一緒に、「何をいつまでに準備・手配して、どのように指導するのがよいか」をテーマに、合格に導く秘訣について考えていきます。職種作業や等級の違いによって、試験情報の集め方と攻略のポイントが異なることをわかりやすく解説します。

【内容】●準備の鉄則～早期になすべきこと、知っておくべきこと●実技試験問題を読み解くためのポイント●実技トレーニングの仕方（事例：工業系職種、建設系職種等）●非公開実技試験（計画立案等作業試験）攻略のために●質疑応答

■ 上記セミナーに関するお問い合わせ 実習支援部職種相談課 TEL:03-4306-1195

JITCOの活動

■送出国情報ビデオクリップの公開について

JITCO国際部では、監理団体の皆様が新たな送出国や送出国機関を検討なさる際の一助となるように、各送出国の概要を紹介する動画「ビデオクリップ」を作成し公開しました。各国ビデオクリップでは、

- 送出国の概要(社会/政治/経済状況、文化等)
- 技能実習制度の現状と手続き
- 特定技能の現状と手続き

などについて、スライドとアナウンスで10～15分程度でわかりやすく紹介しています。11月現在までに、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイ、カンボジア、モンゴル、インドについて作成し、JITCOホームページにて公開しています(トップページ「外国人技能実習制度」→「送出国・送出国機関とは」)。今後順次、対象国を追加すると共に、ホームページの送出国関連ページの充実も予定しています。

監理団体及び実習実施者/特定技能所属機関等の皆様におかれましては、新しい送出国を検討なさる際や、各国の状況や手続きを比較する際などの参考資料としてもぜひご活用ください。

(<https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/send/>)



例:フィリピンビデオクリップ

■駐日バングラデシュ大使館主催セミナーへの出席

JITCOは2021年6月30日、駐日バングラデシュ人民共和国大使館が主催する「バングラデシュ貿易・投資・人材育成セミナー」を後援し、同国人材の送出国事情について講演を行いました。

セミナー冒頭では駐日バングラデシュ人民共和国特命全権大使のシャハブッディン・アーメド閣下から参加者に向

けて歓迎の意が示された他、日本・バングラデシュ間の友好的な関係、技能実習と特定技能の2国間覚書(MOC)に関しても言及があり、人材交流も含め経済協力関係を更に発展させていきたいとの発言がなされました。その後、駐日大使館側からバングラデシュの貿易、投資、人材育成等について説明がなされました。

JITCOからはバングラデシュ人材の特徴、技能実習制度における実績と課題、特定技能制度における特色などについて説明を行いました。

フォーラムにはコロナ禍にもかかわらず約150名が参加し、バングラデシュの経済や人材活用(技能実習制度や特定技能制度等)への関心の高まりが窺えました。

■在日大使館等主催インドセミナーへの出席

JITCOは、2021年8月27日に在大阪・神戸インド総領事館が主催し和歌山県庁が共催する「インド人材活用セミナー」を、インド政府の技能実習担当窓口である全国技能開発公社(NSDC)と共に後援し、オンラインで出席しました。当日は会場及びオンラインで120名程度が参加し、インドの若く豊富な労働人材についての紹介に加え、送出国機関や受入企業による事例紹介、参加者交流などが行われました。JITCOからは技能実習・特定技能の新たな送出国として注目されるインドの特長や日本の外国人労働者の動向等について講演を行いました。

続いてJITCOは、9月1日には在日インド大使館が主催しJETRO千葉及び千葉商工会議所が共催する「インドビジネス機会オンラインセミナー」を後援し、出席しました。インド大使館やJETROからはインドのビジネス環境やインドに進出した日系企業の動向などについて講演があり、JITCOから

らはインド人材の特長や日本の外国人労働者の動向等について紹介しました。



インド人材活用セミナー(和歌山)の様子

■本稿に関するお問合せ先

国際部 TEL:03-4306-1151

在留資格「特定技能」におけるインド国籍の方の送付・受入手続

本稿では、法務省のホームページ等で公表されている情報に基づき、インド国籍の方を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れや留意点について紹介します。

インドからの外国人材の受入れ状況 (技能実習制度・特定技能)

従来、インドからは企業単独型の技能実習生の受入れのみ行われていましたが、2018年から団体監理型での入国が始まりました。現在までに機械金属や自動車整備、介護、建設、農業などの職種で200名程度が団体監理型技能実習生として入国しており、今後も受入れ人数が増加していくことが期待されています。13億人を超える人口の約半数が25歳以下であると言われるインドは、豊富な労働力人口が世界的に注目を集めています。日本向けでは、多言語国家であるがゆえの候補者の日本語習得力の高さや、従来の職業訓練機関が送付機関となっている例もあるため幅広い職種での技能訓練や候補者募集が可能であることなども特徴的です。

特定技能については2021年1月に政府間協定が締結され、今後インドでの特定技能試験の実施等が検討されています。

在留資格「特定技能」において インドから新たに受け入れる場合(下図 1)

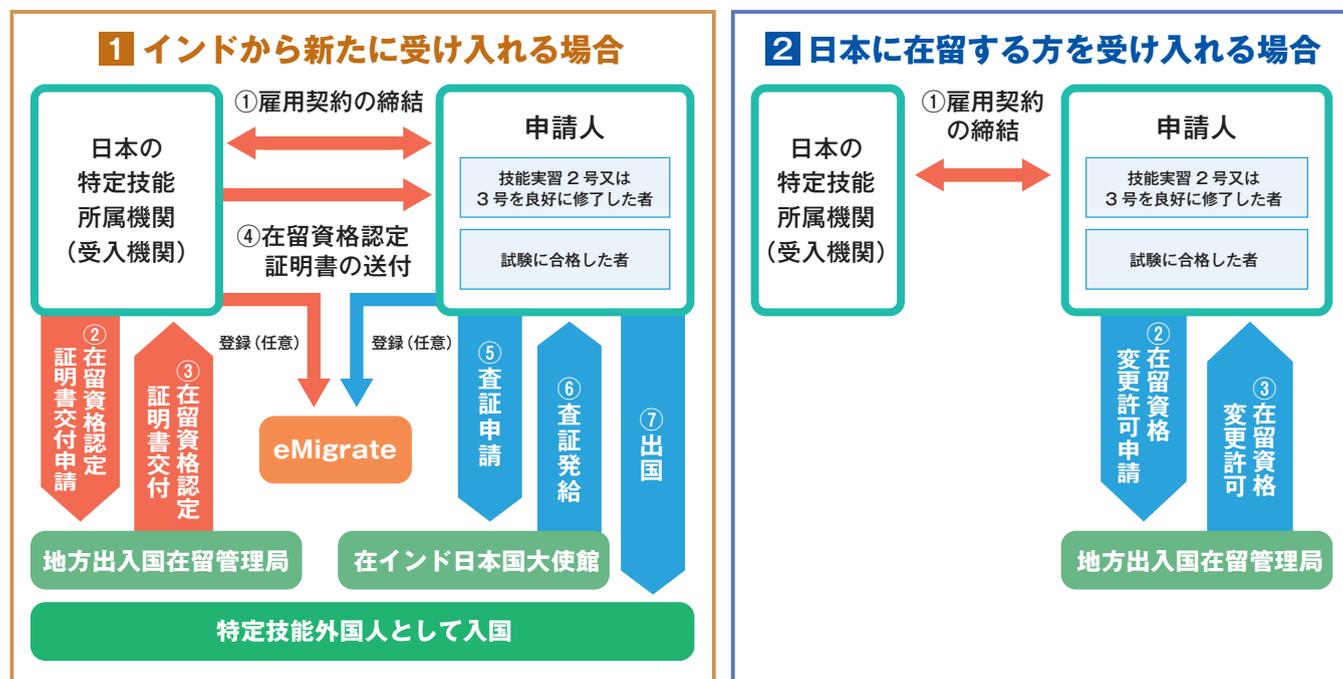
受入機関がインド国籍の方と特定技能に係る雇用契約を締結し新たに特定技能外国人として受け入れたい場合、インドの制度上、送付機関の利用は任意とされています。受入

機関は送付機関を通じて人材の提供を受け特定技能に係る雇用契約を締結する方法のほか、送付機関を通じることなく直接インド国籍の方との間で特定技能に係る雇用契約を締結する方法のいずれを採用することも可能です。具体的な受入れの手順としては下図 1 の通りです。雇用契約の締結後、日本の受入機関は在留資格認定証明書交付申請を地方出入国在留管理局へ行き、同証明書交付後に原本をインド側へ送付し、査証の発給手続に入ります。

特定技能外国人として来日を希望するインド国籍の方及び受入機関は、海外へ労働者を派遣することを目的にインド政府が管理するシステムであるeMigrate(emigrate.gov.in)にオンラインで登録を行うことができますが、登録は義務ではなく任意です。

在留資格「特定技能」において 日本に在留する方を受け入れる場合(下図 2)

受入機関は、日本に在留するインド国籍の方を特定技能外国人として受け入れたい場合、特定技能に係る雇用契約を締結し、在留資格変更許可を受けることになります。インドから新たに受け入れる場合も、既に日本に在留する方を受け入れる場合も、受入側が行うものとしてインド政府や大使館が独自に定める手続は現時点では特にありません。



※職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省 URL を御参照ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

出典：法務省出入国在留管理庁 HP より JITCO 作成

外国人材の受入れに関する Q&A

外国人の新規入国が難しい状況が続いていますが、JITCOには技能実習制度・特定技能制度に関する様々な相談が寄せられています。今回は最近多く寄せられる新型コロナウイルス感染症に関する特例措置と特定技能に係る届出について、相談事例を3つご紹介します。

Q1 技能実習生の受入れを予定している企業です。技能実習生に係る在留資格認定証明書（以下「認定証明書」という）を2020年2月1日に交付されましたが、コロナ禍で入国できないまま通常の有効期間である「3ヶ月間」を超えています。再度申請する必要があるのでしょうか。

A1 ご質問のケースは、特例措置により2022年1月31日までが認定証明書の有効期間となります。認定証明書に記載の作成日（交付日）によって取扱いが異なり、現在は以下の通りとなっています（令和3年11月29日時点の出入国在留管理庁案内による）。

- ①作成日が2020年1月1日～2021年7月31日
→2022年1月31日まで有効
- ②作成日が2021年8月1日～2022年1月31日
→作成日から「6ヶ月間」有効

また、2021年11月8日から実施された外国人の新規入国に係る新たな措置により、業所管省庁から審査済証の交付を受けた技能実習生に限り、以下の取扱いとなります（<https://www.moj.go.jp/isa/content/001358714>）。

- 作成日が2020年1月1日～2021年3月31日
→2022年4月30日まで有効

なお、本措置は、新たな変異株の拡大に伴い11月30日より一時停止されています（2021年12月7日時点）。同措置の再開時期等に伴う新たな取扱いについては、随時、出入国在留管理庁のホームページ等をご確認ください。

Q2 特定技能外国人を受け入れている特定技能所属機関です。登録支援機関の変更を検討していますが、具体的にはどのような手続が必要ですか。なお当社は、登録支援機関に支援の実施を全部委託しています。

A2 登録支援機関の変更に関しては、「支援委託契約の変更」、「支援計画の変更」の2種類の届出が必要です。以下の書類を変更日から14日以内に、特定技能所属機関を管轄する地方出入国在留管理局に提出してください。まず、「支援委託契約の変更」ですが、現在契約し

ている登録支援機関との委託契約が終了となりますので、以下の①を提出してください。また、新たに締結する支援委託契約に対しては以下の①、②を提出する必要があります。

- ①支援委託契約に係る届出書（参考様式第3-3号）
- ②登録支援機関との支援委託契約に関する説明書（参考様式第1-25号）

次に、1号特定技能外国人に対する支援計画が変更となるため、支援計画変更に係る届出を行う必要があります。提出書類は以下の通りです。

- a. 支援計画の変更に係る届出書（参考様式第3-2号）
- b. 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）
- c. 登録支援機関概要書（参考様式第2-2号）

詳細は、「特定技能外国人の受入れに関する運用要領」第7章第2節及び第3節をご参照ください。

Q3 特定技能外国人を受け入れている特定技能所属機関です。「特定技能外国人に対する報酬の支払状況（参考様式第3-8号別紙）」の記載方法を教えてください。今度、2月10日から1号特定技能外国人の雇用を検討しています。当社の報酬の支払いは、毎月末日締め、翌月15日支払いですが、この場合の第1四半期は、何月分を記載すれば良いのでしょうか。

A3 当該書式は、対象期間において、該当する月に実際に支払った額を記載します。ご相談のケースでは、2月末日に締めた3月15日に支払った分の給与を記載してください（給与支払いが発生していない月は取消線又は斜線を記載）。この時、受入れ状況に係る届出書（参考様式第3-6号）に記載した該当月の活動日数と対応しない場合がありますが、このままで差し支えありません。

なお、出入国在留管理庁はHPにて定期届出に関するQ&A（令和3年6月版Q33、34）を公表していますので参考にしてください。

■本稿に関するお問合せ先
実習支援部相談課 TEL:03-4306-1160

JITCOの教材のご案内



技能検定・技能実習評価試験の合格に向けて

ラインアップ拡充中 技能実習レベルアップシリーズ

定価:2,970~3,630円(本体2,700~3,300円+税10%)(賛助会員は3割引)

既存の「職種別技能実習テキスト」の内容を大幅に改定して誕生したシリーズです。技能実習1号(基礎級)から技能実習2号(技能検定3級・評価試験専門級)までの要素を網羅しました。また、3号技能実習(技能検定2級・評価試験上級)の現場で学ぶべき要素も記載しました。

図表やイラストを多用しており、この職種について初めて学ぶ人にも理解しやすいように工夫しております。漢字には読み仮名を付けており、技能実習生にもわかりやすいものとなっています。また、各章の最後には、学習状況の確認が可能な「確認問題」が付いています(確認問題は各試験の過去問題ではありません)。

技能検定や技能実習評価試験を受験する際の勉強用テキストとして、また、作業現場での手順確認や習得する技能の要点、必要な知識を再確認するために、おすすめのシリーズとなっていますので、ぜひ、ご活用ください。在留資格「特定技能」で来日する外国人材の再学習、さらには新しく各業種に従事する日本人の方の学習にもお役に立てるものとなっております。

技能実習レベルアップシリーズ 1	溶接	定価:2,970円
技能実習レベルアップシリーズ 2	機械加工(普通旋盤・フライス盤)	定価:2,970円
技能実習レベルアップシリーズ 3	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	定価:3,410円
技能実習レベルアップシリーズ 4	塗装	定価:3,190円



新職種を追加しました

新刊本 技能実習レベルアップシリーズ5 婦人子供服製造

定価:3,630円(本体3,300円+税10%)(賛助会員は3割引) B5判 293ページ

お待たせしました。シリーズに「婦人子供服製造」が加わりました。縫製業は、他の製造業に比べて日常生活に密着した業種であり、家事に近い内容といえます。しかし、工業化が進むにつれて、作業は大きく変わりつつあります。最近の縫製業は、量から質が重視されるようになってきています。特に婦人服や高級品、ブランド(銘柄)品などで、厳しい基準を満たすことが求められるようになりました。そのため、縫製工程では作業者の技能もより高いものが求められています。

この教材は、婦人子供服製造技能検定試験の試験科目やその範囲、細目を示し、その対策も含めて学べる内容となっています。



教材の詳細とご注文

JITCO 教材オンラインショップ <https://onlineshop.jitco.or.jp/>

技能実習生 の お国ぶり・暮らしぶり



アジア各国の“ジャパンカルチャー”

ある国の文化を知ること、その国の言語や歴史にも興味を持つようになる、などということはよくあることです。今回は、日本の文化がどのようにアジア各国に伝わり、受けとめられているかについて寄稿していただきました。プライベートな体験談や国同士の文化交流の歴史、今まさに注目されている日本の文化など、切り口はさまざまです。ぜひご一読ください。



Vietnam【ベトナム】

ファム・ラン・アイン(元 JITCO 母国語相談スタッフ)

雑誌で出会い、暮らして知ったリアルな日本の文化

私の夫は日本人です。ベトナムで、仕事で赴任してきた夫と知り合いましたので、結婚するまで日本のことはまったく知りませんでした。

入籍以前に、夫がベトナムでの任期を満了して帰国する時に、私に日本の文化を紹介する英語版の雑誌をくれました。色々なことが書かれていたと思いますが、一番印象的だったのは、畳の部屋と、押入れの中に入ったきれいな模様の座布団、美しい絵が描かれた漆器に美しく盛りつけられた味噌汁の写真でした。いまだにあの写真ははっきりと目に見えるようです。

その時に不思議に思ったのは、座布団の写真でした。5枚重ねの座布団の写真の脇に、「日本では一組は5つからなっています」と書かれていました。ベトナムでは「一組」というと大体6つです。例えば、ご飯茶碗や湯飲み茶碗なども6つで一揃いです(もちろん例外もあり、箸なら一組は10膳となりますが…)。日本の生活をもっと知りたいなと思いましたが、インターネットがない時代で、ベトナムと日本の国交は今のようではなく、日本の情報を手に入れるのは簡単ではありませんでした。来日するまでこの雑誌に書かれていたこと以外には、日本のことは何も知りませんでした。

夫とハノイで結婚式を挙げた後、来日し、初めて夫の両親と会った時のことです。私は正座のことはよく知りませんでしたが、一応足を曲げて座るようにしたら、夫の父が、「ラン・アイン、

楽しんで下さい」と言ってくれました。私はお言葉に甘えてあぐらをかいて座りました。ベトナムでは女性でもあぐらをかいて座るからです。すると、夫の父は優しく笑いました。のちに日本の女性はあぐらをかかないと夫に教えてもらい、私は座り方を変えるのですが、この時のことを思い出すと恥ずかしさがよみがえります。

その日以来、日本の文化に何もかも初めて触れることになりました。驚いたのは、雑誌で見た味噌汁は素敵だったけれど、実際は私の口に合わなくて、特に煮干しでだし汁をとる時の匂いは、どうしてもいい匂いとは言い難かったことでした。きれいな模様の座布団も、見つけれませんでした。何しろ、みんなカバーをかけられていたからです。

これからは日本のことをたくさん勉強しなければ、と思いました。日本語学校に通い、仕事を見つけ、毎日の生活のなかで周りの日本人たちの行動を見ながら物事を覚えるのはもちろん、日本の文化や社会を紹介する英語版の本を読んだり、日本語が読めるようになってからは日本語版、あるいはバイリンガルの本を読んだりして、日本を理解するよう、少しずつ頑張ってきました。

出産や子育てなどを通じて日本の社会との係わりが深くなり、失敗も繰り返しながらも、日本の文化についての知識が身に付いてきました。なぜ日本人は話をする時、相手と目を余り合わせないのか、直接的ではなく遠回りの間接的な言い方をするのかなど、繊細なことも理解できるようになりました。

そのうち、気が付いたら自分でも間接的な言い方をするようになり、最初は苦手だった味噌汁のだしの匂いも、だんだんいい匂いを感じるようになったのですから、驚きです。今では味も「少し薄いな」など、分かるようになりました。



China [中国]

兎 国華(元JITCO 母国語相談スタッフ)

2000年にもわたる交流で感受された日本の文化

日本と中国の交流の歴史は古く、中国では、秦の時代（紀元前221年～前207年）に徐福という人が若い男女を含む3000人とともに日本に渡り、中国の文化を日本に持ち込んだという伝説が広く知られています。また日本の遣隋使や遣唐使により、多くの中国文化が日本に伝わったことを、読者の皆様はよくご存じではないでしょうか。

しかし逆に、日本の文化が中国へ及ぼした影響については、これまであまり知られていないようです。歴史をひもといてみると、宋の時代の詩人・欧阳修（1007～1072年）が作った「日本刀歌」には、「宝刀近出日本国 越河貫得之蒼海東」とあります。「日本国の刀がある。寧波・杭州の商人が海の彼方から伝えた」との意味で、宋日貿易によって日本刀のほか扇子なども珍重されていたようです。

さらに時代が下ると、1862年に清朝政府が外国語専門学校「京師同文館」を設立し、さらに1887年に民間の翻訳会社「上海訳書公会」が設立され、日本語の書籍がたくさん翻訳されるようになりました。清朝末期の改革前後の10年間（1898～1907）には、工業、科学技術、政治、経済など多くの日本語の書籍が中国語に訳され、日本の文化が知られるとともに「変圧器、財閥、代表 法律、幹部、経済、労働者、派出所、権利、商業、喜劇、哲学」などの数多くの日本語が現代中国語に定着しました。

1980年代になると、日本から中国への産業進出が本格的になりました。1979年に、高倉健主演の映画「君よ 憤怒の河を渉れ」が公開され、「鉄腕アトム」などのアニメ番組も知られるようになりました。また日本の家電製品が輸入されるようになり、豊かさの象徴となりました。

この背景には、中国の改革開放や、中日の国交の活発化がありました。1979年12月に日本の大平正芳首相が訪中し、「中華人民共和国政府と日本国政府の文化交流促進ための協定」が締結され、1980年8月から1985年7月まで、大学の日本語教師を養成する「日語教師培训班」が開設されました。また中国教育部と日本国際交流基金による交流計画に基づき、

1985年9月から北京外国語大学内に大学院生を育てる「日本学研究センター」が設立され、中国で日本研究ブームが起こりました。

これを期に、中国各地の大学で「日本研究中心」や「日本文化研究中心」などの学科が設立されるようになりました。1988年北京大學・南開大学、1990年復旦大学、2001年南京大学、2005年南京師範大学・浙江工科大学、2008年清華大学、2018年上海交通大学……と枚挙にいとまがありません。

このように、2000年にわたる中国と日本の通商・貿易、産業・文化の交流により、かつての日本刀や扇子を遥かに超えるたくさんの日本製品や言葉、暮らしぶりなどの文化を、中国でも感受できるようになりました。2020年には、広東省の佛山市南海区に全長100m余りの日本町「食番街」が完成しました。これは日本の繁華街を模した通りで、日本語の看板や緑色の公衆電話、清酒が飲める居酒屋など、日本の飲み屋街の風情をたっぷり味わえるようです。この他にも蘇州淮海街や上海長寧区仙霞路にも日本風情を楽しめる街並みが作られています。



Philippines [フィリピン]

畠山 エルサ(JITCO 母国語業務委託スタッフ)

「ANIME」「COSPLAY」が大人気

日本のアニメやコスプレという文化は、今や「ANIME」「COSPLAY」という単語となって、日本を代表する文化として世界中に知られています。それはフィリピンにおいても同じで、言葉として通用するし、人気もあり、一部には熱狂的なファンも存在します。

日本のアニメがフィリピンで大人気となるきっかけとなったのは、1978年にタガログ語の吹替版でテレビ放映された「VOLTES V」（日本語名は「超電磁マシーンボルトレスV」）が始まりです。この作品は、当時の子どもたちをテレビに釘付けにして最高視聴率58%を記録し、主題歌は第二の国歌と言われるほど流行しました。2018年に、フィリピンでの放送40周年を記念したイベントが催され、主題歌を歌った日本人を招いたショーも実施されました。2020年1月にはフィリピンのテレビ局GMA-7が実写版の「VOLTES V: Legacy」シリーズの制作



を発表し YouTube でトレーラー映像を公開しています。この映像を見た日本のファンも、たくさんの高評価と喜びのコメントを残しています（なお今年に入っても新しいトレーラー映像が公開され、製作は進められているようですが、放送開始時期などはまだ明らかにされていません）。

このほかに、世界名作劇場の「小公女セーラ」は「Ang munting prinsesa」という題名で1993年に放送され、日本以上に人気が出てフィリピンで実写版映画（1995年）とテレビシリーズ（2007年 ABS-CBN）が製作されています。その他「ドラえもん」「ドラゴンボール」「美少女戦士セーラームーン」「ポケットモンスター」「ONE PIECE」「NARUTO」など、日本で人気のある作品はフィリピンでも放送されていますし、「鬼滅の刃」は日本とほぼ同時期に放送が開始され、「Demon slayer」というタイトルで人気作品となっています。さらに、フィリピンの国民的スポーツであるバスケットボールやバレーボールをテーマにした作品となると、熱烈なファンがつき、バスケットボールの「スラムダンク」やバレーボールの「ハイキュー!!」、自転車の「弱虫ペダル」など、アニメキャラクターの着ている衣装で運動する人や、自転車に乗る人を街で見かけることがあります。

このようなアニメ人気を受けて、フィリピンのショッピングモールにも、アニメグッズ専門店が出店しています。前述の「NARUTO」や「ポケットモンスター」などの人気作品の他、少しマニアックな作品のグッズや、フィリピンのブランドとコラボした、日本では手に入らないグッズもあつたりします。

フィリピンには、アニメ好きが高じて、アニメのキャラクターになりきる「コスプレ」に夢中になる若者もいます。フィリピンでは Cosplay.ph が主催するコスプレイベント「Cosplay Mania」が2006年以降、毎年開催されています（2020年はオンライン開催）。日本や台湾、シンガポールなどからも大勢参加する大規模なイベントで、コスプレアーティストによるコンテスト Cosplay Manila Cap が行われ、優勝が争われます。規模は違いますが、セブやミンダナオの都市でも類似のイベントが毎年定期的に行われています。

2020年からの新型コロナウイルス感染症対策で外出規制が続く（※2021年10月時点）フィリピンでは、家から出ることがなかなかできず、自然とTVやネット動画配信を見て過ごす時間が長くなるようです。こうしている今も日本のアニメ作品を見て過ごしている人が大勢いることと思います。



Indonesia 【インドネシア】

秋谷 恭子 (JITCO 母国語業務委託スタッフ)

様々な形で人々に伝わる日本の文化

インドネシアでは、日本から影響を受けた文化を認め、良くも悪くも広く人々に受け入れられているようです。

歴史的にみると、日本とインドネシアとの関係が記録される書物からは、両国の交流の始まりは17世紀初頭まで遡ることができるようです。その書物には、福岡出身の漁師が、漂流を経て、当時のボルネオ島の南部の港町であるバンジャルマシで、奉公人として中国系の商人の家に住み着き、主人の計らいで、数年後、日本に戻ってきたという記録が残されているそうです（※）。奉公先で誠心誠意を尽くし、現地の人に信頼され、慕われていた様子などを想像することができます。また、長崎の出島には、同時代の様子を表わした絵が残っており、マレー人か、ジャワ人らしき男性が描かれていることも確認できます。オランダ船でオランダ人と共に長崎に寄港した時の記録でしょう。それ以降も、わずかながら、インドネシアを目指し、住み着いた日本人の記録が残されているようです。

その後、太平洋戦争中には、当時の日本軍がオランダからの「独立」という大義名分を掲げ、インドネシアを占領したことは、周知のことでしょう。当時の日本軍は、国策としてプロパガンダ用の映像を現地で製作し、主にジャワの農村の各地で上映していたそうです。日本風の生活、文化として町内会制度、童謡などが残っており、日本がインドネシアに及ぼした影響といえるでしょう。またインドネシア語の「romusha（ロームシャ）」は、日本の軍用語から定着した言葉です。これは過酷な労働のために徴用された人を表し、戦争の傷跡といえます。

そして、インドネシアの独立後、1958年に両国は平和条約を締結し、日本とインドネシアの関係は今に至っています。産業分野では、日本製の車や重機、家電、大手ゼネコンなど、いずれも昔から評価は高く、鉄道分野では、日本の首都圏の鉄道網への高い評価から、現在は日本の鉄道車両がジャカルタ近郊の通勤車両として採用され、現地の人々にとって重要な足となっています。

日本のコンビニエンスストア（インドネシア語では「ミニマート」）文化も、現地企業と合併し、堅実な営業を続け、インドネ

シアに根を下ろしているようです。なかでも、ご飯が大好きなインドネシア人の中では、具材にツナが入った「おにぎり」が好評です。イスラム教徒でも安心して口にすることができるからでしょうし、手軽さから、自ら「おにぎり」を作るインドネシア人もいます。中身のツナの味付けにサンバル(辛みのある調味料)を加えて、インドネシア風に味をアレンジするのもお好みようです。

このほかにもインドネシアの日本文化の愛好家には、伝統的な文化などの純日本風を好む人々、「おしん」「ドラえもん」などのテレビ放送の影響を受けて日本文化を認知した人々、日本のアニメーションに幼い頃から慣れ親しみ、日本の漫画の翻訳物を好む若者など様々です。あまりにもアニメの登場人物への愛が深すぎて、彼らに扮するコスチュームプレイヤーに発展しているマニアもインドネシアにはたくさんいるようです。いわゆる「ポップカルチャー」に関しては、ますますボーダレスになっていくでしょう。

このように、様々な形で日本の文化がインドネシアに住む人々に伝わっていることは確かなことだといえるでしょう。

※参考文献「江戸時代のロビンソン・七つの漂流譚」岩尾龍太郎(新潮文庫平成21年)

れた曲のタイ語バージョンやオリジナル曲を含め、たくさんの曲を世の中に生み出しています。その中で社会現象と言えるほどヒットし、一躍このグループを有名にしたのが、2018年に発売された、タイ版「恋するフォーチュンクッキー」になります。どれくらいヒットしたかという、タイのウボンラット王女が若者向けの音楽ライブで踊るほどで、タイ国民全員が夢中になりました。

2つ目は、日本が世界に誇るマンガ・アニメ文化です。タイでももちろん大人気で、「ONE PIECE」「名探偵コナン」「ドラえもん」「ドラゴンボール」というワードは、日本に詳しくない人でも知っているくらい有名です。最近の作品だと、日本でも大ブームとなった「鬼滅の刃」が、タイでも大ヒットし、公開から5日となる去年12月14日に、これまでタイで公開された日本のアニメで1位となりました。なお「鬼滅の刃」の公開の前に1位だったのは「君の名は」で、その次には「ドラえもん」や「ONE PIECE」が続き、日本で世代を超えて人気のアニメシリーズが、日本同様、タイでもずっと愛されているということがわかります。

3つ目は、日本のスキンケア用品です。タイのドラマやラジヲを聴いていると、日本のカーメーカーの広告の数に負けにくい、日本でもお馴染みのスキンケアブランドの広告が流れます。特によく聞かのが、「日本の桜から抽出した成分を～」や、「日本の深層水を使用したミネラルたっぷりの～」というフレーズです。日本の化粧品というのは、高品質で有名なため、ビザの緩和で日本に観光に来るタイ人の鉄板のお土産になっていましたが、今はタイでも同じものがドラッグストアやスーパーに並ぶようになり、だいたいが手に入りやすくなりました。日本で流行っている化粧品もタイのSNSで紹介されており、筆者の知らないものも有名になっていることもよくあるので、そのリサーチ力には毎回感心させられるほどです。

以上で紹介した通り、タイは本当にたくさんの日本のものでいっぱい、その人気はいまだに衰えていません。それどころか、次なる「ヒット」を作ろうと、日系企業や自治体が様々な仕掛けをしています。その1番の例が、1年に1度バンコクで開かれるJAPAN EXPOです。上記のコンテンツはもちろん、日本の民芸品や筆者も知らないような日本の文化が集まる場所なので、新型コロナウイルス感染症による渡航制限が緩和されたらぜひ一度足を運んでみたいものです。



Thailand [タイ]

小森 里江子(元 JITCO 国際部母国語スタッフ)

今注目されている3つのジャパンカルチャー

タイ人に日本といえば? と質問すると、最も多く出てくるのは食べ物の名前でしょう。特にお寿司に関しては、タイ人の大好きなサーモンをはじめ、フードコートや屋台でよく見られます。しかし、実は和食と同じぐらい、その他の日本の文化もタイ人から大きな支持を受けています。今回は、タイ人が今ハマっている日本の文化を3つご紹介したいと思います。

まず1つ目はアイドル文化です。筆者が思いつく日本を代表するアイドルといえば、AKB48や乃木坂46なのですが、実はAKB48の姉妹グループであるBNK48がタイで爆発的人気だということをご存知でしょうか? このグループは、2017年からバンコクを拠点に活動しており、日本のAKB48で歌わ



JITCOの各種セミナーのご案内

詳細とお申込は、こちらから
<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>

JITCO では、外国人材の受入れに関する各種セミナーや、技能実習法に基づく養成講習を開催しております。詳細とお申込みは、JITCO ホームページのセミナーページをご確認ください。皆さまのご参加をお待ちしております。

セミナーカレンダー



日程	セミナー内容	場所	担当部	お問合せ先
1月	13日(木) 【ウェビナー】技能実習制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部 相談課	03-4306-1160
	13日(木) 技能実習制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部 相談課	03-4306-1160
	14日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	大阪	講習業務部 日本語教育課	03-4306-1168
	20日(木) 【ウェビナー】在留資格「特定技能」に係る制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部 相談課	03-4306-1160
	20日(木) 在留資格「特定技能」に係る制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部 相談課	03-4306-1160
	21日(金) 「わかりやすい日本語」話し方セミナー	札幌	札幌駐在事務所	011-242-5820
	28日(金) 技能修得支援セミナー 「モチベーションのスイッチが入る職場指導の実践」	福岡	実習支援部 職種相談課	03-4306-1195
2月	4日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	福岡	講習業務部 日本語教育課	03-4306-1168
	3日(木) 【ウェビナー】技能実習制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部 相談課	03-4306-1160
	3日(木) 技能実習制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部 相談課	03-4306-1160
	10日(木) 【ウェビナー】技能修得支援セミナー 「モチベーションのスイッチが入る職場指導の実践」	JITCO東京本部から配信	講習業務部 業務課	03-4306-1138
	10日(木) 技能修得支援セミナー 「モチベーションのスイッチが入る職場指導の実践」	東京(JITCO本部)	実習支援部 職種相談課	03-4306-1195
	18日(金) 「わかりやすい日本語」話し方セミナー	東京(JITCO本部)	講習業務部 日本語教育課	03-4306-1168
	25日(金) 技能実習生受入れ実務セミナー	東京(JITCO本部)	講習業務部 業務課	03-4306-1138
3月	25日(金) 【ウェビナー】技能実習生受入れ実務セミナー(団体監理型)	JITCO東京本部から配信	講習業務部 業務課	03-4306-1138
	3日(木) 【ウェビナー】技能実習制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部 相談課	03-4306-1160
	3日(木) 技能実習制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部 相談課	03-4306-1160
	8日(火) 日本語指導担当者実践セミナー	東京(JITCO本部)	講習業務部 日本語教育課	03-4306-1168
	10日(木) 【ウェビナー】在留資格「特定技能」に係る制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部 相談課	03-4306-1160
10日(木) 在留資格「特定技能」に係る制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部 相談課	03-4306-1160	

※2021年11月30日時点。開催情報は追加・変更することがございます。
※お申込み受付を開始しているセミナーについては、すでに満席となっている場合がございますがご容赦ください。
※「ウェビナー」はインターネットを利用したオンライン上での開催方式です。JITCO東京本部から配信いたします。

かけはし(JITCO JOURNAL) 第30巻148号

発行日 2022年(令和4年)1月1日

発行 **公益財団法人 国際人材協力機構** 〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング(受付11階)

企画編集 総務部 広報室 Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1112

E-mail:kouhou@jitco.or.jp JITCOホームページ <https://www.jitco.or.jp/>



外国人技能実習生を受け入れる体制作り

割安な保険料・充実した補償の保険

外国人技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

- 1 講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険**
在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。
- 2 本国出国から一定期間は治療費用を100%補償**
国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。

- 3 日常生活での第三者への損害賠償責任を補償**
自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。**〈示談交渉サービス付〉**
- 4 割引が適用された割安な保険料**
公益財団法人国際人材協力機構(JITCO)が窓口となるので割安な保険料になります。



タイプ	保 険 金 額						保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救援者費用	治療費用 100% 補償期間	滞在期間	滞在期間
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用				…12か月 保険期間	…36か月 保険期間
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	13,330円	30,020円
							1か月	13,810円	30,500円
							2か月	14,070円	30,950円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	15日	17,340円	39,210円
							1か月	17,910円	39,810円
							2か月	18,130円	40,250円
3	2,000万円	100万円	2,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	20,840円	47,310円
							1か月	21,460円	47,960円
							2か月	21,630円	48,400円
4	3,000万円	100万円	3,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	27,840円	63,510円
							1か月	28,560円	64,260円
							2か月	28,630円	64,700円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	15日	11,140円	25,030円
							1か月	11,430円	25,340円
							2か月	11,610円	25,680円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	10,720円	23,900円
							1か月	11,130円	24,320円
							2か月	11,380円	24,720円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	17,070円	38,610円
							1か月	17,650円	39,210円
							2か月	17,860円	39,640円

(注1) 保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。
 (注2) 他の保険期間中のご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。
 ※保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。
 ※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。
 ※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(引受割合については(公財)国際人材協力機構までお問い合わせください。)
 三井住友海上(幹事会社)、損保ジャパン、東京海上日動、あいおいニッセイ同和

この機会にご検討ください。
 保険に関するお問い合わせは

WEB募集は
 こちらから **k-kenshu.net**

代理店・扱者(お問い合わせ先)
株式会社国際研修サービス
 TEL **03-3453-3700** FAX **03-3453-3703**
 http://www.k-kenshu.co.jp/

随時受付中

技能実習 Days

デイズ



JITCOホームページ内「技能実習Days」では、監理団体・実習実施者の皆さまからご提供いただいた技能実習生たちの日常を、写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中からピックアップした写真をお届けします。

※以下敬称略

中部興産株式会社

昨年はコロナ禍の中、外出もままならない状況でしたが、休日に寮内でたこ焼きパーティーを開き、楽しみました。技能実習生たちは料理も上手で、本当においしいたこ焼きでした。

彼女たちは日本の色々な場所に行きたいらしく、コロナ禍が収束したらぜひ連れて行ってあげようと思います。



株式会社ジャストコーポレーション

コロナ禍で帰国できない技能実習生に少しでも心を癒やしてもらいたいと私のクライミング仲間へ呼びかけ、スポーツクライミングを体験してもらいました。施設は2時間貸し切りで行いました。ベトナムに帰国しても同じ事ができないとは思いますが、今回オリンピック競技にもなったこの競技を知ってもらい、「いつの日かベトナム代表でオリンピックに出て欲しい」と皆さんに夢を話しました。

特別養護老人ホーム LINO

私どもは、介護の仕事でミャンマーから技能実習生6名を受け入れています。この日は、新型コロナウイルス感染症に気を付けて密にならないようにしながら、ミャンマー料理を楽しむ会を行いました。

施設職員と監理団体の方達とで、ミャンマーの文化に触れ、技能実習生が作ってくれたおいしいミャンマー料理を食べました。おなかも満たされ、楽しい時間を過ごすことができました。



写真を掲載しませんか？

応募要項は JITCO ホームページをご覧ください。🌐 <https://www.jitco.or.jp/ja/days/>